

## 平成30年度 日本学生支援機構第一種奨学金の 地方創生枠（鳥取県）推薦者募集要項

県では、日本学生支援機構第一種奨学金の予約採用決定を受けておられず、平成30年4月に大学、短大等に進学を希望する方で、卒業後に「県内の製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域」へ就職を希望する方を対象に、第一種奨学金の在学採用にかかる推薦者を募集します。

この推薦制度は、大学等に進学した後に、日本学生支援機構第一種奨学金の採用を申請する場合、優先的に採用決定が受けられる制度であり、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象者認定において、優先的に認定が受けられるものです。

なお、既に日本学生支援機構第一種奨学金の予約採用が決まっている方は、この募集への応募はできません。

（鳥取県育英奨学資金の予約採用が決まっている方の応募は可能です。）

**1 目的** 県内外の大学等へ進学後に日本学生支援機構の第一種奨学金の採用を希望し、かつ、卒業後に県内への就職・定着を希望する者に対し、鳥取県が地方創生枠の推薦を行い、当該奨学金の優先採用及び卒業後の奨学金返還の優先的な助成措置により、鳥取県内の産業人材の確保を図ることを目的とする。

**2 対象者** 県内に住所を有する者の子等で、平成30年4月に大学、短期大学に進学予定の者及び高等専門学校4年生に進級予定の者であって、進学等の後に日本学生支援機構の第一種奨学金の奨学生採用を希望する者（在学採用希望者）  
**なお、既に第一種奨学金の予約採用が決まっている者は、対象外です。**

**3 募集人員** 100人

**4 推薦要件** 次の要件を全て満たしていること。

- (1) 高等学校の2～3学年の学業成績の平均値が5段階評価で3.5以上であること。
- (2) 申請者の属する世帯の収入・所得金額が、日本学生支援機構が定める金額基準以下であること。  
 <収入・所得の上限額の目安(独)日本学生支援機構パンフレットより>

| 区分 |      | 収入・所得の上限額（4人世帯・自宅通学の目安） |           |
|----|------|-------------------------|-----------|
|    |      | 給与所得世帯                  | 給与所得以外の世帯 |
| 大学 | 国・公立 | 742万円程度                 | 345万円程度   |
|    | 私立   | 800万円程度                 | 392万円程度   |
| 短大 | 国・公立 | 720万円程度                 | 330万円程度   |
|    | 私立   | 783万円程度                 | 375万円程度   |
| 高専 | 国・公立 | 665万円程度                 | 291万円程度   |
|    | 私立   | 735万円程度                 | 340万円程度   |

※ 「給与所得世帯」の収入・所得の上限額目安は、総収入額(税込み)、「給与所得以外の世帯」の上限額目安は総収入額から必要経費を引いた額です。

※ 金額はあくまで目安であって、推薦者決定の後、進学先の大学から日本学生支援機構第一種奨学金を申請する際に、今回と同じ内容で収入要件が適合することを保証するものではありません。

- (3) 大学等卒業後に、鳥取県内の対象業種（※）への就職及び県内へ定住する意志があること。

※ 製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業  
 保育士・幼稚園教諭の職域

## 5 申請の手続

推薦を希望する方は、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項に基づき、次の書類を在学している高等学校等に提出してください。なお、既に高等学校を卒業している方は、出身の高等学校へ提出してください。

また、県外の高等学校等在学者は、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

- (1) 地域創生枠推薦者決定申請書（要綱様式第3号）
- (2) 平成28年所得に係る市町村長発行の所得証明書（申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分）

## 6 応募締切 平成30年2月9日（金）

## 7 推薦者決定通知

地方創生枠推薦者の決定については、要綱第9条第2項に基づき、平成30年3月19日（月）～3月26日（月）の間に、書面（様式第4号）で本人及び高等学校へ結果を通知します。

なお、書面通知が間に合わない場合は、事前に本人へ電話連絡し、後日書面を送付することとします。

## 8 本推薦通知の特典等

- (1) 日本学生支援機構の第一種奨学金の在学採用（大学進学時における採用）において、優先的に採用が受けられます。（ただし、第一種奨学金の採用基準を満たすことが条件となります。）
- (2) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成制度(\*)において、要綱第9条第4項の規定により、対象者認定の際、優先的に認定が受けられます。

なお、本助成金を受けるためには、要綱第9条第3項の規定による知事の認定が必要です。

### (\*) 鳥取県未来人材育成奨学金助成制度

日本学生支援機構第一種奨学金、鳥取県育英奨学資金などの奨学金を受けている方が、大学等を卒業後に、鳥取県内の製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域に就職された場合、奨学金返還額の一部を助成する制度です。

無利子の奨学金であれば返還額の1/2、有利子の奨学金は返還額の1/4の助成が受けられ、無利子奨学金の場合、最大で216万円（大学院修士、薬学部6年制の場合）の助成が受けられます。

## 9 その他

- (1) 推薦決定は、進学先の可否結果を確認した上で行います。申請者に対して電話確認を行いますので御了解ください。
- (2) 推薦決定がなされても、大学等へ進学しなかった場合、又は進学後に日本学生支援機構へ申請しても採用されなかった場合は、推薦決定は効力を失いますので御承知ください。

## 10 問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県商工労働部 雇用人材局 就業支援課

電話：0857-26-7648 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：[shugyou-shien@pref.tottori.lg.jp](mailto:shugyou-shien@pref.tottori.lg.jp)

☆この募集は、日本学生支援機構第一種奨学金の予約採用を受けなかった方及び予約採用の選考から漏れた方を対象としたものです。

☆日本学生支援機構第一種奨学金の予約採用決定となった方は、この募集への応募はできませんが、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象者認定において、不利な扱いを受けることはありませんので、御安心ください。